

3 監 第 5 1 号

令和4年2月25日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 平塚 與志一

令和3年度財政援助団体監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和3年度財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

3 監 第 5 1 号  
令和4年2月25日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 平塚 與志一

令和3年度財政援助団体監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第7項の規定に基づき令和3年度財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

# 令和3年度財政援助団体監査結果報告書

## 1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

## 2 監査の概要

### (1) 監査の種類（根拠法令）

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

### (2) 監査の対象

#### ① 対象団体及び所管部局

ア 財政援助団体 一般社団法人にほんまつDMO  
イ 所管部局 産業部観光課

#### ② 対象範囲

令和2年度決算状況、令和3年度補助金交付関係書類及び財政援助団体の財務等その他の事務に関する執行状況、所管部局保管の補助金交付規則に基づく関係書類

### (3) 監査の実施日程等

- ① 監査の期間 令和4年1月26日から令和4年2月15日まで  
② 監査委員監査 令和4年2月15日  
③ 監査実施場所 監査委員事務局  
一般社団法人にほんまつDMO事務所

### (4) 監査の着眼点

所管部局における財政援助団体への補助金交付について適切に行われているか、また、財政援助団体に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか等を主眼とした。

### (5) 監査の主な実施内容

予め提出を求めた監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、所管部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

また、現地に出向き、財政援助団体関係者立会のもと、経理状況及び出納その他の事務等について説明を受け、関係書類及び帳簿類の内容を調査し、必要に応じて質疑等を行った。

### 3 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項（指摘事項）及び意見要望とする事項があったので、内容を十分把握・精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執行の際に改善を指導した。

### 4 改善を要する事項（指摘事項）

#### (1) 財政援助団体

- ① 今後、補助金交付申請書に添付する収支予算書については、公益法人会計に準じた書類を作成し、提出すること。
- ② フェイスパック商品の発売元が一般社団法人岳温泉観光協会と誤って表記された経緯と原因を究明するとともに、大量にフェイスパック商品の在庫があるにも関わらず、令和2年度末に大量に追加発注した根拠と経緯等を早急に調査し解明すること。

調査結果については、遅滞なく当該団体の理事会に報告・協議し、再発防止策の徹底を含めた事務処理規程等の整備を図ること。

#### (2) 所管部局

所管課である観光課は、にほんまつDMOの収入の90%超が市補助金で占められていること。

また、市総合計画においても、にほんまつDMOを中心とした観光戦略事業の推進を前面に打ち出していることから、事業運営上の助言や定期的な情報交換を図るなど、積極的に対応すべきであること。

### 5 意見要望とする事項

#### (1) 所管部局

観光誘客及び観光まちづくりの効率的かつ効果的な事業運営の推進を図る観点から、一般社団法人にほんまつDMO、二本松市観光連盟及びにほんまつ観光協会の3団体の一本化について、早い時期に検討を加え対処することを望むものである。